

楽しく学ぼう“まちづくり”

—子ども向け 高浜市自治基本条例の手引き—
【令和3年7月発行】



高浜市
思いやり
支え合い
手と手をつなぐ
大家族たかほま



ちようどいいまち
ちよっといいまち
これまでもこれから
2020高浜市50th

～高浜市～

みんなの住むまち、高浜市には、「高浜市自治基本条例」という「まちづくりのルール」があります。そこには、愛するまち高浜市を、みんなで良くしていこうということが書いてあります。

高浜市のまちづくりのココがポイント！！
 多くの市民がまちを良くしていこうと、自分たちで考えて実行しているところが特徴です。市民が積極的にまちづくりに参加し、高浜市が、「ずっと住み続けたいまち」になるように、いろいろな活動をしています。

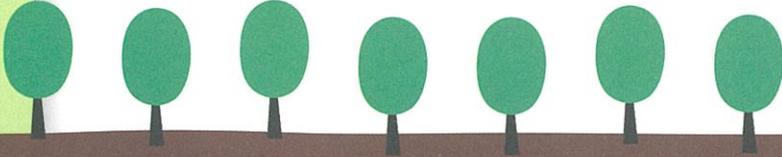
この本で、みんなにとって身近な活動を知り、いっしょにまちづくりを考え、実行していきましょう。

6年 ● もくじ

- 1** みんなで守ろう！まちの安全・安心 …… **2**
- 2** みんなでまちをきれいにしよう！ …… **4**
- 3** まちの自慢を見つけよう！守ろう！ …… **6**
- 4** みんなも大家族の一員！
 みんなで“絆”を深めよう！ …… **8**
- 高浜市自治基本条例 …… **10**



いっしょに、まちづくりに
 ついて勉強
 しましょう！



まちづくりって何だろう??



みんなは、“まち”と聞いて、何を思い浮かべますか？



どんな“まち”だったらうれしいですか？

「ずっと住みたいな」と思える“まち”には、例えば、こんなことも大切ではないですか？



- 事故にあったり、こわい思いをしったりしない…
- 災害さいがいが起きても、みんなで助け合える…
- きれいな公園で、みんなが楽しく遊べる…
- 「まちの自慢はこれだよ!」、「ここが大好き!」って言えるものがある…
- 家族や、友だちや、近所の人と、なかよくできる…

など

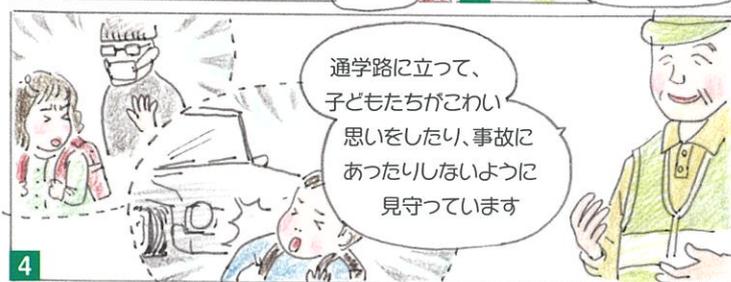
「こんなまちになったらいいな」と思っている活動が、まちづくりです!

みんなで力を合わせて、できることから取り組んでいくと、

「ずっと住み続けたいまち」になるのではないのでしょうか。

では、実際に高浜市ではどんな活動が行われているのか、見てみましょう。

1 みんなで守ろう！ まちの安全・安心



総合防災訓練 ()



総合防災訓練には、小中学生も参加しています。みんなも災害が起きたときには、協力して助け合いましょう。

高浜市では、こんな活動が行われています！

- ★応急手当講習会 ()
- ★災害体験訓練 ()
- ★防災学習センター見学 ()
- ★防災キャンプ ()

おうちの人に
活動を知っているか
聞いてみよう！



ココが大切!

「交差点などでの見守り」

地域の人がパトロールや、みんなが学校に行く時間や帰る時間にあいさつ・声かけ運動を行って、みんなが事故にあわないように、こわい思いをしないように、見守っています。



- ・まちでは、たくさんの人がみんなのことを見守っています。
- ・みんなも自分の身は自分で守ることが大切です。
- ・地震や火事が起きたら、みんなもできることをして周りの人を助けましょう。



消防団 ()



地域の安全と安心を守るために、火事や地震などのときに活躍している消防団。年末には子どもたちと、火の用心を呼びかけてまちを回っています。

青パト体験乗車 ()



子どもの頃から、防犯に関心をもって、意識を高めてもらおうと、小学生を対象にした青パトの体験乗車をしています。

防犯・防災運動会 ()



テント立て競争、担架リレー、大声出し競争など、防災や防犯に役に立つ競技を取り入れた運動会を行っています。

ほかにも、こんな活動があります!

- ★消防車・起震車の体験乗車 ()
- ★春・夏・秋・年末の交通安全運動 ()
- ★ゼロの日街頭交通指導 ()
- ★交通安全教室 ()
- ★青パトでの巡回 ()
- ★赤色回転灯リレー ()
- ★自転車の安全な乗り方教室 ()
- ★子ども110番宅の訪問 () など

ぼくは起震車に乗ったことがあるよ



〈質問に教えてください〉

問1 あなたが知っている活動、参加したことがある活動の () に○をしましょう!

問2 2・3ページ中の活動で、1番いいな、知りたいなと思う活動を書きましょう!

問3 問2で答えた活動がなぜ行われるようになったのか、理由を考えて書きましょう!

Blank lines for writing answers to question 3.

2 みんなでまちを きれいにしよう!



公園の手入れ ()



ちいき
地域の人が順番で公園のそうじや、あ
りがとうの気持ちを含めて、公園まつ
りを行っています。

高浜市では、こんな活動が
行われています!

- ★ いっせい 市民一斉清掃 ()
- ★ 道路清掃 ()
- ★ かんきょう ずいしん 環境美化推進員による
自主清掃 ()

おうちの人に
活動を知っているか
聞いてみよう!



ココが大切!

「稗田川の美化活動」

まちの人が散歩をしている稗田川を、黄色の彼岸花でいっぱいにして、球根を植えています。昔は、子どもたちが遊んだ稗田川を、もう一度たくさんの人が集まり、愛される川にしようとかんがっています。みんなで、花がいっぱいで、ごみのない、きれいな川にしましょう!



- ・みんなが少しずつごみをひろったり、草取りをすれば、まちがきれいになって気持ちいいですね。
- ・川や海がきれいになると、いろいろな魚や鳥が集まってきます。



海の美化活動 ()



美しい海を取り戻すために、海岸をきれいにする活動や、子どもたちと海にどんな生物がいるか調べる活動をしています。

資源ごみの分別 ()



町内会の方が、資源ごみを正しく分別するために、収集場所に順番に立っています。あいさつ運動をいっしょに行っているところもあります。

資源回収 ()



子どもの頃から、環境への関心を高めるため、地域の人が手伝いながら、子どもといっしょに、資源回収をしています。

ほかにも、こんな活動があります!

- ★愛・道路パートナーシップ ()
- ★エコハウスでの環境学習 ()
- ★エコキャップの回収 ()
- ★油ヶ淵浄化デー ()
- ★花だんや桜の里親制度 ()
- ★野鳥観察会 ()
- ★ガーデニング講習会 ()
- ★ホテルの飼育・環境整備 () など

わたしは資源回収をしたことがあるわ



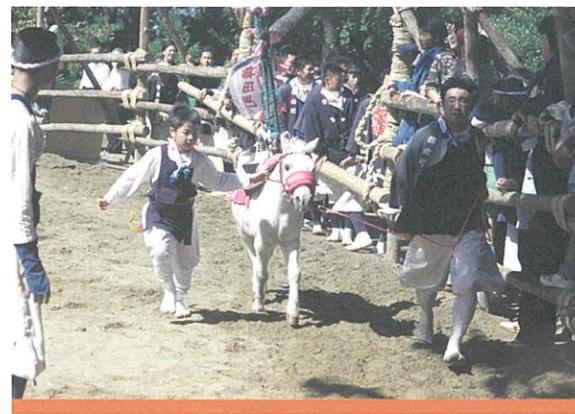
〈質問に教えてください〉

問1 あなたが知っている活動、参加したことがある活動の () に○をしましょう!

問2 4・5ページ中の活動で、1番いいな、知りたいなと思う活動を書きましょう!

問3 問2で答えた活動がなぜ行われるようになったのか、理由を考えて書きましょう!

3 まちの自慢を 見つけよう！ 守ろう！



高浜市には、こんな自慢が
あります!

さんしゅうがわら おにがわら
三州瓦、鬼瓦 ()



家の屋根に使われる「三州瓦」や、寺
院などに使われる「鬼瓦」がつくられ
ています。「三州鬼瓦工芸品」は、国
の伝統工芸品に指定されています。

- ★鬼みちまつり ()
- ★チャラポコ踊り ()
- ★高浜川・レガッタ ()
- ★えんちょ獅子 ()

おうちの人に
まちの自慢を知っているか
聞いてみよう!



「おまんとまつり」

丸太の柵の中を、法被と地下足袋姿の若者が、馬といっしょに走りぬけるお祭りです。特に、春日神社の「おまんとまつり」は高浜市無形民俗文化財に指定されています。昔は、雨乞いをするときに馬を奉納していました。また、おまんとまつりの日には、チャラボコの太鼓囃子がまちを回ります。



ココが大切!

- ・まちに愛着・誇りを持って、みんなが「たかはま大好き」になれるといいですね。
- ・まちの自慢・伝統を守り、みんなで引き継いでいきましょう。
- ・まちのみんなが協力することでお祭りやイベントが盛り上がりま

まちの自慢



鬼のみち ()



屋根や道路、壁に飾られたさまざまな鬼瓦・飾り瓦を楽しむことができます。高浜港駅前の巨大鬼面、かわら美術館北の衣浦観音像なども見所です。

大山緑地 千本桜 ()



大山緑地の桜を将来に残すため、桜の植樹や公園のそうじをしたり、地域の人や商店の名前が入った提灯を飾り、ライトアップもしています。

吉浜細工人形 ()



竹などで編んだ体に、貝がらや木の実に飾りつけた等身大の人形です。愛知県無形文化財に指定され、350年以上前から受け継がれています。

ほかにも、こんな自慢があります!

- ★藤江の渡し ()
- ★射放弓 ()
- ★人形小路 ()
- ★大山緑地 大たぬき ()
- ★菊人形 ()
- ★稗田川 ()



とりめし ()

吉浜地区で養鶏が盛んだった頃、卵を産まなくなったにわとりを使って作られたのが始まりといわれています。高浜市の代表的な郷土料理です。

〈質問に教えてください〉

◀めしどりちゃん

問1. あなたが知っている自慢の () に○をしましょう!

問2. 6・7ページの中の自慢で1番好きなものを書きましょう!

問3. 問2で答えた自慢がなぜ好きか理由を書きましょう!

だい か ぞく

4 みんなも大家族の一員!

きずな

みんなで “絆” を深めよう!



高浜市では、こんな活動が行われています!

ふれあい教室 ()



ちいき
地域の人が先生になって、料理や工作教室、勉強のお手伝いなどを行っています。また、子どもとお年寄りがふれあいながら昔の遊びをしています。

- ★ 認知症サポーター養成講座 ()
- ★ 雛めぐり・子どもひな行列 ()
- ★ 盆踊り ()
- ★ 子どもの居場所づくり ()



「大家族たかはま」

高浜市に住んでいる人は、みんなが大家族の一員です。中学校でも、赤ちゃん親子とふれあう授業を行っています。ちょっとしたやさしさをもって、たくさんの人とふれあうことで、地域の支え合いの輪が広がります。



ココが大切!

- ・地域の行事やイベントで、いろいろな人とふれあうことができます。
- ・ふれあいを通して、人と人がつながり、みんなで助け合うことができます。
- ・お年寄りや小さい子が困っていたら、助けてあげられるといいですね。

ふれあい



ふれあい農園 ()



幼稚園や保育園の農園で、園児とお年寄りがいっしょに野菜を育て、収穫した野菜を使って料理をするなど、交流が行われています。

ラジオ体操 ()



子どもたちの早起き・健康づくりのために行われる夏休みのラジオ体操に、地域の人もいっしょになって参加しています。

子ども商店 ()



イベントのとき、子どもたちが運営する「子ども商店」を通して、働くことの楽しさや大変さを学びながら、地域の人と交流を深めています。

ほかにも、こんな活動があります!

- ★ふれあいコンサート ()
- ★どろんこ祭り ()
- ★もちつき大会 ()
- ★ポッチャ ()
- ★地区運動会 ()
- ★親子グラウンドゴルフ大会 ()
- ★ソフトボール大会 ()
- ★町内会 () など

かいらん
回覧板を
回すのも
まちづくりだよ



〈質問に教えてください〉

問1 あなたが知っている活動、参加したことがある活動の()に○をしましょう!

問2 8・9ページ中の活動で、1番いいな、知りたいなと思う活動を書きましょう!

問3 問2で答えた活動がなぜ行われるようになったのか、理由を考えて書きましょう!

おうちの人と
いっしょに読んでね



たか はま し じ ち き ほん じょう れい
高浜市自治基本条例

平成22年12月24日公布
平成23年4月1日施行
令和3年4月1日一部改正

条例

都道府県や市区町村
が議会で話し合って
決めるきまり



前文

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っています。そこで、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、「高浜市らしさ」を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。

そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例をここに制定します。

私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、高浜市におけるまちづくり

に関する基本的事項を定め、市民、議会及び行政の果たすべき役割を明らかにすることにより、市民が主体となった自治の進展を図り、持続可能な活力ある地域社会を実現することを目的とします。

(用語)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（これらの機関の補助職員を含みます。）をいいます。
- (3) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるために市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。
- (4) 参画 政策、施策、事業等の立案から実施及び評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。

- 2 議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

第2章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本原則)

第4条 高浜市のまちづくりは、次の基本原則によるものとしします。

- (1) 参画の原則 議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。
- (2) 協働の原則 市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。
- (3) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。

第3章 まちづくりの担い手

— 第1節 市民 —

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利があります。

- 2 市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。
- 3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。

(子どものまちづくりに参加する権利)

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

(市民の役割と責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参画するよう努めます。

- 2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換

し合いながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。

- 3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとしします。

(事業者の役割と責務)

第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。

— 第2節 議会 —

(議会の役割と責務)

第9条 議会は、市民の代表による意思決定機関であるとともに、市政運営を監視し、抑制と均衡を図る機能を果たします。

- 2 議会は、政策論議及び立法活動の充実に努めます。
- 3 議会は、市民の意思を市政に適切に反映させるため、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めます。
- 4 議会は、自らの機能と責務に関する基本的な事項について、別に条例で定めます。

(議員の役割と責務)

第10条 議員は、市民の代表者として、政治倫理の確立を図るとともに、市民の信託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。

- 2 議員は、市民全体の利益を図ることを行動の指針とするとともに、審議能力及び政策立案能力の向上を図るため、自己の研さんに努めます。

— 第3節 行政 —

(市長の役割と責務)

第11条 市長は、市民の信託に応え、市政の基本方針を明らかにし、高浜市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。

(職員の役割と責務)

第12条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習

得や能力・資質の向上を図ります。

- 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。

第4章 参画と協働

(参画機会の保障)

- 第13条 行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。

(住民投票)

- 第14条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

(協働の推進)

- 第15条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。
- 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。

第5章 地域自治

(地域内分権の推進)

- 第16条 行政は、地域を構成する市民がお互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。

(まちづくり協議会)

- 第17条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。
- まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。
- まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

(地域計画)

- 第18条 まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。
- 行政は、市政運営に当たり、地域計画を尊重します。

(活動の育成と支援)

- 第19条 市民は、自主的な意思によってまちづくり活動に参画し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて行動するよう努めます。
- 市民、議会及び行政は、市民の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めます。
- 行政は、まちづくり協議会、町内会等の基礎的なコミュニティ団体、その他の市民公益活動団体及び市民が活動しやすいよう必要な支援と協力をを行います。

第6章 市政運営

(市政運営の基本原則)

- 第20条 議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。
 - 法令遵守 公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。

(2) 情報公開・情報共有 市政に関して市民の知る権利を保障し、議会及び行政が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。

(3) 個人情報保護 市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている個人情報を適正に取り扱います。

(4) 説明・応答責任 市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。

(5) 財政運営 最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行います。

(総合計画の策定等)

第21条 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。

3 行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

4 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。

(危機管理)

第22条 行政は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。

2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応する

よう努めます。

(他の自治体等との連携と協力)

第23条 行政は、まちづくりの共通課題について、他の自治体、関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。

第7章 条例の検証と見直し

(条例の検証と見直し)

第24条 行政は、この条例の施行の日から起算して10年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。

2 行政は、前項に規定する検討や必要な措置を行うに当たっては、多様な方法を用いて、市民の意見や提案を求めなければなりません。

高浜市

思いやり
支え合い
手と手をつなぐ
大家族たかはま

思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま

これは、高浜市のまちづくりのキャッチフレーズで、「めざすまちの姿」を表しています。高浜市に住んでいる人たちみんなが、家族のように思いやり支え合って、力を合わせて仲良く幸せに暮らせるまちにしていこうという意味が込められています。

皆さんは、中学生になったら大人の仲間入りです。高浜市を良くするために、「大家族たかはま」の一員として、ぜひ一緒にまちづくりに参加しましょう。



総合防災訓練(応急手当て)



市民一斉清掃

◎ 出前授業 ◎



地域の人が先生となって、この冊子を使い、まちづくりについて教えてくれます。(平成24年～)

◎ まちづくりの実践につながりました ◎



高取小学校では、稗田川美化の啓発看板をつくりました。(平成26年度)



高浜小学校では、防災マップ作成のためのまち探検をしました。(平成26～29年度)

おうちの方へ

[感想など]

高浜市自治基本条例には、みんなで協力して私たちの愛するまち高浜市を良くしていこうということが書いてあります。

この冊子は、子どもたちが、まちのため、子どもたちのために、地域の人が様々な活動をしていることを知り、子どもたち自身も、まちのために何かできることはないかを考え、行動するきっかけにしたいという思いで作成しました。

ご家庭でも地域で行われている活動やイベントに積極的に参加するように声をかけたりして、お子さんと一緒にまちづくりに参画していただければ幸いです。



名前

小学校
年
組



詳しい内容は高浜市公式ホームページにてご覧いただけます。

<http://www.city.takahama.lg.jp>

トップページの「高浜市自治基本条例」をクリック!

協力：平成23年度高浜市の未来を創る市民会議
自治推進・協働分科会のみなさん
加藤応子教諭 ほか



楽しく学ぼう“まちづくり”

一子ども向け 高浜市自治基本条例の手引き一

◆発行 高浜市役所総合政策グループ
〒444-1398

高浜市青木町四丁目1番地2

◆電話 0566-52-1111 (代表)

◆ファクス 0566-52-1110

◆Eメール seisaku@city.takahama.lg.jp

- ・第1版【平成24年3月発行】
- ・第2版【平成26年3月1部修正】
- ・第3版【平成27年9月改訂】
- ・第4版【平成28年6月改訂】
- ・第5版【平成30年7月改訂】
- ・第6版【令和元年7月改訂】
- ・第7版【令和2年12月改訂】
- ・第8版【令和3年7月改訂】

